



2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

(訂正)「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、2026 年 8 月 3 日に開示いたしました「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」につきまして、株式会社証券保管振替機構の定めにより、当社の株主確定日（中間配当の基準日である 2026 年 9 月 30 日）から前後 7 営業日以内は、本新株予約権の無償割当てに係る基準日に設定できないこと及びその他記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には、下線を付しております。

記

【訂正前】 2 頁

- ③本新株予約権の割当てにあたって、2026 年 9 月 24 日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めること

【訂正後】

- ③本新株予約権の割当てにあたって、2026 年 9 月 14 日を本新株予約権の無償割当てに係る基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様と定めること

【訂正前】 3 頁

I 本新株予約権の無償割当て

1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

(1) 共同協調行為の認定に至る経緯

<略>

イ 第3回認定対象株主の追加認定について

<略>

そして、当社取締役会は、2026 年 8 月 3 日に当社独立委員会から、2026 年 7 月 22 日時点の株主名簿に記載された一部の株主である合同会社トイテラス、羽生忍氏及び成田帝氏について、第1回認定対象株主及び第2回認定対象株主との間において、共同協調行為が行われていると認定することに関する勧告書（以下「第4勧告書」といいます。）を受領いたしました（第4勧告書の内容は本プレスリリース別紙1をご参照ください。なお、別紙1の第4勧告書は、当社独立委員会の了承を得て、一部仮名とするとともに、マスキング（黒塗り）を行っております。）。

<略>

【訂正後】

I 本新株予約権の無償割当て

1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

(1) 共同協調行為の認定に至る経緯

<略>

イ 第3回認定対象株主の追加認定について

<略>

そして、当社取締役会は、2026 年 8 月 3 日に当社独立委員会から、2026 年 7 月 22 日時点の株主名簿に記載された一部の株主である合同会社トイテラス、羽生忍氏及び成田帝氏について、第1回認定対象株主及び第2回認定対象株主との間において、共同協調行為が行われていると認定することに関する勧告書（以下「第4勧告書」といいます。）を受領いたしました（第4勧告書の内容は本プレスリリース別紙1をご参照ください。なお、別紙1の第4勧告書は、当社独立委員会の了承を得て、一部仮名としております。）。

<略>

【訂正前】 4 頁

I 本新株予約権の無償割当て

1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

(1) 共同協調行為の認定に至る経緯

<略>

ウ 特定株主グループによる追加取得について

<略>

当社は、2026 年 7 月 22 日時点において、本対応方針の導入日・公表日である 2026 年 2 月 25 日時点と比べ、以下のとおり、特定株主グループに属する当社株主のうち、以下の株主については、当社株式の保有数を維持している、又は増加させていること（以下「本追加取得等」といいます。）を同日付の当社株主名簿より確認いたしました。

	2026 年 2 月 25 日時点	2026 年 7 月 22 日時点
前俊守氏	1, 418, 770 株	1, 418, 770 株
浅賀裕美子氏	73, 300 株	73, 300 株
小白川貢氏	42, 000 株	42, 000 株
情報システム販売株式会社	150, 000 株	300, 000 株
合同会社 Happy horse	229, 400 株	229, 400 株
本多敏行氏	200, 000 株	170, 000 株
ミツワ樹脂工業株式会社	298, 700 株	1, 346, 500 株
イーグルファンド S P 4 号 有限責任事業組合	546, 800 株	1, 076, 800 株
合同会社トイテラス	0 株	1, 220, 000 株
羽生忍氏	2, 000 株	532, 000 株
成田帝氏	0 株	125, 100 株

【訂正後】

I 本新株予約権の無償割当て

1 本新株予約権の無償割当ての決定に至った経緯及び理由

(1) 共同協調行為の認定に至る経緯

<略>

ウ 特定株主グループによる追加取得について

<略>

当社は、2026 年 7 月 22 日時点において、本対応方針の導入日・公表日である 2026 年 2 月 25 日時点と比べ、以下のとおり、特定株主グループに属する当社株主のうち、以下の株主については、当社株式の保有数を維持している、又は増加させていること（以下「本追加取得等」といいます。）を同日付の当社株主名簿より確認いたしました。

	2026 年 2 月 25 日時点	2026 年 7 月 22 日時点
前俊守氏	1, 418, 770 株	1, 418, 770 株

浅賀裕美子氏	73,300 株	73,300 株
小白川貢氏	42,000 株	42,000 株
情報システム販売株式会社	150,000 株	300,000 株
ミツワ樹脂工業株式会社	298,700 株	1,346,500 株
イーグルファンド S P 4 号 有限責任事業組合	546,800 株	1,076,800 株
合同会社トイテラス	0 株	1,220,000 株
羽生忍氏	2,000 株	532,000 株
成田帝氏	0 株	125,100 株

【訂正前】 7 頁

I 本新株予約権の無償割当て

4 今後の手続・日程（予定）

2026 年 8 月 3 日	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2026 年 9 月 <u>24</u> 日	本新株予約権の無償割当ての基準日
2026 年 9 月 <u>25</u> 日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2026 年 10 月頃	本新株予約権取得の効力発生日 (対価として普通株式の交付。但し、「非適格者」(注 1) には 第 1 回 B 新株予約権を交付。)
2026 年 11 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の初日
2041 年 10 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の末日

(注 1) 本新株予約権発行要項第 10 項 (1) に定める非適格者を意味します。非適格者には、特定株主グループが含まれますが、最終的な非適格者の範囲については、2026 年 10 月 14 日の本新株予約権の取得日までの当社株式の取得状況その他の事情を踏まえ、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して確定することを予定しており、確定次第適切に開示いたします。詳細については、本新株予約権発行要項もご参照ください。

<略>

なお、後記「6 本新株予約権の取得等の方針」に記載のとおり、当社は、2026 年 10 月頃に、本新株予約権の取得を予定していることから、本新株予約権の行使期間 (2026 年 11 月 1 日から 2027 年 1 月 1 日までの期間) において、実際には、株主の皆様により本新株予約権が行使されることは想定されません。

【訂正後】

I 本新株予約権の無償割当て

4 今後の手続・日程（予定）

2026 年 8 月 3 日	本新株予約権の無償割当ての取締役会決議
2026 年 9 月 <u>14</u> 日	本新株予約権の無償割当ての基準日
2026 年 9 月 <u>15</u> 日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2026 年 10 月頃	本新株予約権取得の効力発生日 (対価として普通株式の交付。但し、「非適格者」(注 1) には第 1 回 B 新株予約権を交付。)
2026 年 11 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の初日
2041 年 10 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の末日

(注 1) 本新株予約権発行要項第 10 項 (1) に定める非適格者を意味します。非適格者には、特定株主グループが含まれますが、最終的な非適格者の範囲については、本新株予約権の取得日までの当社株式の取得状況その他の事情を踏まえ、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して確定することを予定しており、確定次第適切に開示いたします。詳細については、本新株予約権発行要項もご参照ください。

<略>

なお、後記「6 本新株予約権の取得等の方針」に記載のとおり、当社は、2026 年 10 月頃に、本新株予約権の取得を予定していることから、本新株予約権の行使期間 (2026 年 11 月 1 日から 2027 年 1 月 31 日までの期間) において、実際には、株主の皆様により本新株予約権が行使されることは想定されません。

【訂正前】 9 頁

II 本新株予約権の無償割当てに係る基準日設定

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2026 年 9 月 24 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株予約権の無償割当てを受ける株主といたします。なお、本臨時株主総会で本承認議案が承認可決されることを当該基準日設定に係る公告を行う条件といたします。

- (1) 基準日 2026 年 9 月 24 日 (木)
- (2) 公告日 2026 年 9 月 10 日 (木)
- (3) 公告方法 電子公告 (当社ホームページに掲載いたします。)
<http://www.saaf-hd.co.jp/>

【訂正後】

II 本新株予約権の無償割当てに係る基準日設定

当社は、本新株予約権の無償割当てを受ける株主を確定するため、2026 年 9 月 14 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様をもって、本新株

予約権の無償割当てを受ける株主といたします。なお、本臨時株主総会で本承認議案が承認可決されることを当該基準日設定に係る公告を行う条件といたします。

- (1) 基準日 2026 年 9 月 14 日 (月)
- (2) 公告日 2026 年 8 月 31 日 (月)
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.saaf-hd.co.jp/>

【訂正前】 4 3 頁

(別紙 2) 本新株予約権発行要項

SAAF ホールディングス株式会社 第 1 回 A 新株予約権発行要項

5. 基準日

2026 年 9 月 24 日（以下「基準日」という。）

6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日

2026 年 9 月 25 日

【訂正後】

(別紙 2) 本新株予約権発行要項

SAAF ホールディングス株式会社 第 1 回 A 新株予約権発行要項

5. 基準日

2026 年 9 月 14 日（以下「基準日」という。）

6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日

2026 年 9 月 15 日

以上